

本人確認手続の簡素化に関する方向性について

－ 中間整理（案） －

平成29年11月20日
行政手続部会

【目次】

1. 本人確認手続の簡素化に関する事業者意見

2. 本人確認の整理

(1) 電子署名

(2) 押印・署名等

3. 参考となる取組

4. 本人確認手続の簡素化に関する方向性について(中間整理案)

(参考)本人確認に関する関連条文等

1. 本人確認に関する事業者意見①（押印、電子署名・電子証明書等）

【日本商工会議所】

○電子申請するまでの手間や金銭的成本が、導入の障害となっているため、電子証明書やICカードリーダーライターを必要としないできるだけ簡易な方法とすること。

（注1）法務省が運営する「商業登記認証局」が発行する電子証明書の取得には、

- ・専用ソフトウェアのダウンロード
- ・申請書の作成（収入印紙と押印が必要）、
- ・申請ファイルの作成（作成後、CD、DVDまたはUSBメモリに格納）
- ・登記所への発行申請

といった作業を行う必要がある。また、申請から取得まで、2週間程度を要する。

（注2）「商業登記認証局」が発行する電子証明書は、証明期間1年の場合、7,900円の発行手数料がかかる。

（注3）ICカードリーダーライターは、2,000～7,000円程度で販売されている。

〔商業登記電子証明書の発行手数料〕

証明期間	3か月	6か月	9か月	12か月	15か月	18か月	21か月	24か月	27か月
発行手数料	2,500円	4,300円	6,100円	7,900円	9,700円	11,500円	13,300円	15,100円	16,900円

→中小企業・小規模事業者が広く（郵送でなく）電子申請を利用するためには、安価で使い勝手がよい方法の導入を検討すべきではないか？

【日本経済団体連合会】

<社会保険> 従業員本人の押印・証明の省略（例：高年齢雇用継続給付申請、育児休業給付申請）

<国税・地方税> 経理責任者の自署・押印の廃止、（e-tax,eLTAXの電子署名の簡素化の前倒し実施）

1. 本人確認に関する事業者意見②（電子証明書）

【日本商工会議所 青山理事・事務局長（平成29年9月15日（金）行政手続部会）】

続きまして②でございますが、電子申請するまでの手間や金銭的成本が、導入の障害となっているために、電子証明書やICカードリーダーライターを必要としない簡易な方法にしていきたいというお願いでございます。

【新経済連盟 関事務局長（平成28年11月21日 行政手続部会）】

また、行政のオンライン手続を利用する際に電子証明書の取得が必要になりますけれども、この取得の手続がオンライン上で完結されないとか、あるいは登記事項に変更があるたびに再取得が必要になるといったことが負担となっているようです。

7スライド目は電子証明書がボトルネックになっている例でございます。この画面は弊社の会員であります会社が提供する「給与計算free」というソフトの例でございます。労働保険に関する手続で、このクラウドの給与計算ソフトで全て完結することもできるのですが、電子証明書の取得がオンライン上で完結しないということ、また、中小企業にとってはその費用が高いということで活用がなかなか進まないということです。実際に情報入力を進めていったときに9割以上、電子認証の画面遷移で離脱しているという実態があるようです。

1. 本人確認に関する事業者意見③（新経済連盟提出資料(平成28年11月21日 行政手続部会)）

3. (参考)電子証明書がボトルネックになっている例

「給与計算 free」の e-Gov API を活用した労働保険年次更新機能



- 労働保険の年次更新: 毎年6月に雇用保険・労災保険の金額を概算/前払いする手続き
- 計算・申請・支払・帳簿付け全てがクラウド給与計算ソフト free で完結
- 電子証明書の取得がオンライン完結しない / 中小企業にとっては費用が高いため、活用が進まない
(現状、申請に必要な情報入力を進めたユーザの九割以上が、電子認証の画面遷移で離脱)

2. 本人確認の整理

(1) 電子署名 ①電子署名(電子証明書)の種類


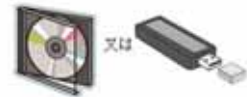

種類	発行主体	概要
公的個人認証(個人向け)	地方公共団体	マイナンバーカードを利用(証明書は市区町村が発行)
商業登記電子証明書(法人向け)	法務省(法務局)	登記所が、会社・法人の代表者等に対して、オンラインによる申請・届出等の際して使用することができる電子証明書を発行
民間事業者が発行する電子証明書 (個人向け(法人代表者である旨を記載可能))	民間企業	電子署名法により、認証業務のうち一定の基準を満たすものとして、総務大臣、経済産業大臣及び法務大臣の認定を受けたもの

[電子証明書発行機関とサービス名]

発行機関名	サービス名
株式会社日本電子公証機構	株式会社日本電子公証機構認証サービス iPROVE
株式会社コンストラクション・イーシー・ドットコム	CECSIGN 認証サービス
セコム・トラストシステムズ株式会社	セコムパスポート for G-I D
日本電子認証株式会社	AOSign サービス
東北インフォメーション・システムズ株式会社	TOiNX 電子入札対応認証サービス
株式会社帝国データバンク	TDB 電子認証サービス Type A
ジャパンネット株式会社	電子入札コアシステム用電子認証サービス
株式会社エヌ・ティ・ティネオメイト	e-Probatio PS2 サービス

2. 本人確認の整理

(1) 電子署名 (2) 商業登記電子証明書 (法務省) の取得手続

<p>事前準備</p>	<p>電子証明書を取得するための専用ソフトウェアのインストール</p>	<p>○電子証明書の発行申請をするために必要なファイルを作成するため、専用ソフトウェアを入手し、パソコンにインストール。 ※法務省が提供する専用ソフトウェア「商業登記電子認証ソフト」は、ダウンロードページから無償でダウンロードすることができる。</p>
<p>↓</p> <p>手順1</p>	<p>電子証明書発行申請に必要なファイルの作成</p>	<p>○電子証明書の発行申請に当たっては、一定の仕様に準拠した「鍵ペアファイル」と「証明書発行申請ファイル」を作成することが必要。 ○「証明書発行申請ファイル」は、電子証明書発行申請に際し、<u>会社・法人の本店又は主たる事務所の所在地を管轄する登記所(管轄登記所)に提出。</u></p>
<p>↓</p> <p>手順2</p>	<p>電子証明書の発行申請</p>	<p>○管轄登記所に対し、<u>電子証明書の発行申請を行う。</u></p> <div data-bbox="734 880 1413 1136" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(電子証明書発行申請の際に用意するもの)</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;"> <p>電子証明書発行申請書</p>  </div> <div style="text-align: center;"> <p>証明書発行申請ファイルが格納されたCD、DVD又はUSBメモリ</p>  <p>又は</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>法務局 印電カード</p>  </div> </div> <p>※「SHINSEI」以外は、格納しないでください。</p> </div>
<p>↓</p> <p>手順3</p>	<p>電子証明書の取得(ダウンロード)</p>	<p>○登記所が発行する電子証明書は、<u>インターネット経由で、電子認証登記所にアクセスし、電子証明書をダウンロードすることにより、取得することができる。</u> ○電子証明書の取得の際は、<u>手順1で使用した専用のソフトウェアを利用する。</u></p>

2. 本人確認の整理

(1) 電子署名 ③商業登記電子証明書によるオンライン行政手続

登記・供託 オンライン 申請システム	不動産登記
	動産・債権譲渡登記
	成年後見登記
	供託
	電子公証のオンライン申請
	印鑑証明書のオンライン請求
e-Tax（国税電子申告・納税システム）	
eLTAX（地方税電子申告）	
社会保険・労働保険関係手続	
特許のインターネット出願	
自動車保有関係手続のワンストップサービス	
総務省 電波利用 電子申請・届出システム	
防衛装備庁 電子入札・開札システム	
オンラインによる支払督促手続 (督促手続オンラインシステム)	
府省共通の電子調達システム(GEPS)	
電子自治体における各種の申請・届出システム	

※法務省HPに掲載されている手続

2. 本人確認の整理

(2) 押印・署名等 ① 法人の場合

種類	概要	備考
実印(会社代表者印(丸印))+印鑑証明書	<ul style="list-style-type: none"> ○法務局に印影が登録された「会社代表者印(丸印)」の押印と、法務局が発行する「印鑑証明書」を要求する。 ○具体的には、押印の印影と、印鑑登録証明書の印影を人間が目視で照合し、両者が同一であるとの確認をもって、本人確認を行う。 ○なお、会社代表者印は印影が会社名と代表者名であることが通例。使用に際しては社長決裁が必要となる会社が多い。 	○商業登記法(印鑑届出、印鑑証明)
実印(会社代表者印)のみ	<ul style="list-style-type: none"> ○会社代表者印の押印のみを要求する。 ○印鑑証明を求めないため、登録印との同一性の照合は不可能。 	
代替印(部門印、部門の責任者印等)	<ul style="list-style-type: none"> ○会社代表者印の使用が社長決裁となるため、案件により「部門の印」「部門の責任者の印」を使用するケースがある。 ○労働保険では、独自に「事務長印」の登録制度を設けている。 	<ul style="list-style-type: none"> ○法令上の根拠はない。 ○部門印、部門の責任者印については、社内的な登録制度を設けている企業あり。
角印	<ul style="list-style-type: none"> ○印影は会社名であることが通例。担当者が取引上比較的簡易に使用。(見積書等) 	○法令上の根拠はない。

※行使の目的で、他人の印章又は署名を使用して、権利・義務もしくは事実証明に関する文書を偽造した場合は、有印私文書偽造罪となる。

(判例上、記名(印字)も「署名」とされている)

2. 本人確認の整理

(2) 押印・署名等 ② 個人の場合

【押印】

種類	概要	備考
実印(市区町村登録印) + 印鑑登録	○ 地方公共団体(市区町村)に印影が登録された個人名の印鑑と、登録先の地方公共団体が発行した印鑑証明書を要求。 ○ 具体的には、押印の印影と、印鑑登録証明書の印影を人間が目視で照合し、両者が同一であるとの確認をもって、本人確認を行う。	○ 登録制度について、法令上の根拠はない。 ○ 印鑑登録証明事務処理要領(総務省通知)に基づき、全国の市区町村が条例(印鑑条例)を制定し、登録制度を設けている。
認印	○ 印鑑登録が行われていない印鑑の押印。 ○ 印鑑証明書が存在しないため、実態的な本人確認を行うことは不可能。	○ 法令上の根拠はない。

【署名捺印／記名押印】

種類	概要	備考
署名捺印	○ 「署名」とは、本人の氏名を自筆で手書き(自書／サイン)すること。	○ 「捺印」は「押印」と同義と解されている。
記名押印	○ 「記名」とは、署名以外の方法(印字、ゴム印等)で本人の氏名を記入・入力すること。 ○ 「記名」に加えて「押印」することで、署名と同様の効果を持つ。 (商法第32条)	(商法第32条) ○ この法律の規定により署名すべき場合には、記名押印をもって、署名に代えることができる。

3. 参考となる取組

(1) 押印見直しガイドライン(平成9年7月3日 事務次官等会議申し合わせ)

1 見直しの対象

各省庁が法令又は通達等により、国民に求めている認印(個人における登録された実印又は法人における登録された代表者印以外のものをいう。以下同じ。)の押印について、下記「2 見直しの方針」に基づき見直しを実施する。

2 見直しの方針

記名(自署が義務づけられていない。)に押印を求めている場合と、署名(自署が義務づけられている。)に押印を求めている場合とに分けて見直しを進める。

(1) 記名に押印を求めている場合

ア **押印を求める必要性や実質的意義が乏しく、押印を廃止しても支障のないものは廃止し、記名のみでよい**こととする。

(注) 次のような文書は、上記に該当すると思われる。

- ・ 閲覧・縦覧の申請書、施設の利用申込書等で、対象が不特定の者であり、押印を求めてまで本人を確認する必要のないもの
- ・ 履歴書、住所変更届、廃業届等で、単に事実・状況を把握することのみを目的としているもの
- ・ 各種の国の学校における学生・生徒の場合のように、国と継続的な関係にある者からの届出・報告等で、当該本人からのものかどうかについて紛れのないもの
- ・ 受験願書、更新申請等で、当該本人であることの確認が、一連の手続の過程で運転免許証、パスポートを始めとする公的証明書の提示等他の手段により可能なもの。

イ アにより記名のみでよいこととされる文書以外の文書についても、できるだけ記名押印又は署名のいずれかでよい選択制とし、押印の義務付けを廃止することとする。

(2) 署名に押印を求めている場合

原則として押印を廃止し、署名のみでよいこととする。

3. 参考となる取組

(2) オンライン利用拡大行動計画(平成20年9月12日 IT戦略本部)

認証基盤の抜本的な普及拡大策

(1) 本人確認方法の見直しに関する方策

① 本人確認方法の再点検

電子署名を要する手続について、セキュリティの確保に留意しつつ、本人確認方法の再点検を行う。特に、次に該当する手続については、重点的に見直すものとする。

- ・ 紙の申請時に署名や押印を要しない手続
- ・ 法令上、署名や押印を必要としていない手続
- ・ 既にID・パスワード化を実施している手続と同種の手続
- ・ なりすましにより不当に利益を得ることが想定できない手続

② 土業による代理申請時の本人確認の省略 未実施の手続への拡充を進める。

→オンライン利用拡大行動計画(平成20年)において、税、輸出入・港湾、無線局等の行政手続について、ID・パスワード方式を導入することとなった

③ ID・パスワード方式のセキュリティの向上

上記の本人確認方法の再点検を行った上で、行政手続のうち厳格な本人確認等が求められ、単純なID・パスワード方式によってはセキュリティ要件を満たすことができない場合であっても、現行の電子署名方式とは別に、セキュリティの確保と利用者の利便性の向上を同時に満たすことができる新たな方策を検討する。

例えば、ID・パスワードに基づき、利用者本人からオンライン申請が行われた場合であっても、行政側が当該申請内容に電子官印(官職証明書)を付して申請者本人に送り返し、本人が当該内容の確認をした上で、問題がなければその旨の返信をしてもらうことで足りることとし、記載事項を変更する 必要が生じた場合に限り、現行の電子署名方式を利用して変更申請を行うことができるようにする方策などについて、上記1におけるオンライン利用に係るガイドラインの策定の際に検討する。

また、上記のような、本人の電子署名ではなく電子官印(官職証明書)を活用するなどの申請の仕組みについて、電子行政推進法(仮称)の検討と併せて必要な法制度上の手当てを行うことを検討する。

3. 参考となる取組(3)(経営力向上計画認定申請書の例(中小企業庁))

様式第1

経営力向上計画に係る認定申請書

年 月 日

主務大臣名 殿

住 所
名称及び
代表者の氏名 印

中小企業等経営強化法第13条第1項の規定に基づき、別紙の計画について認定を受けたいので申請します。

(備考)

- 1 記名押印については、氏名を自著する場合、押印を省略することができる。
- 2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

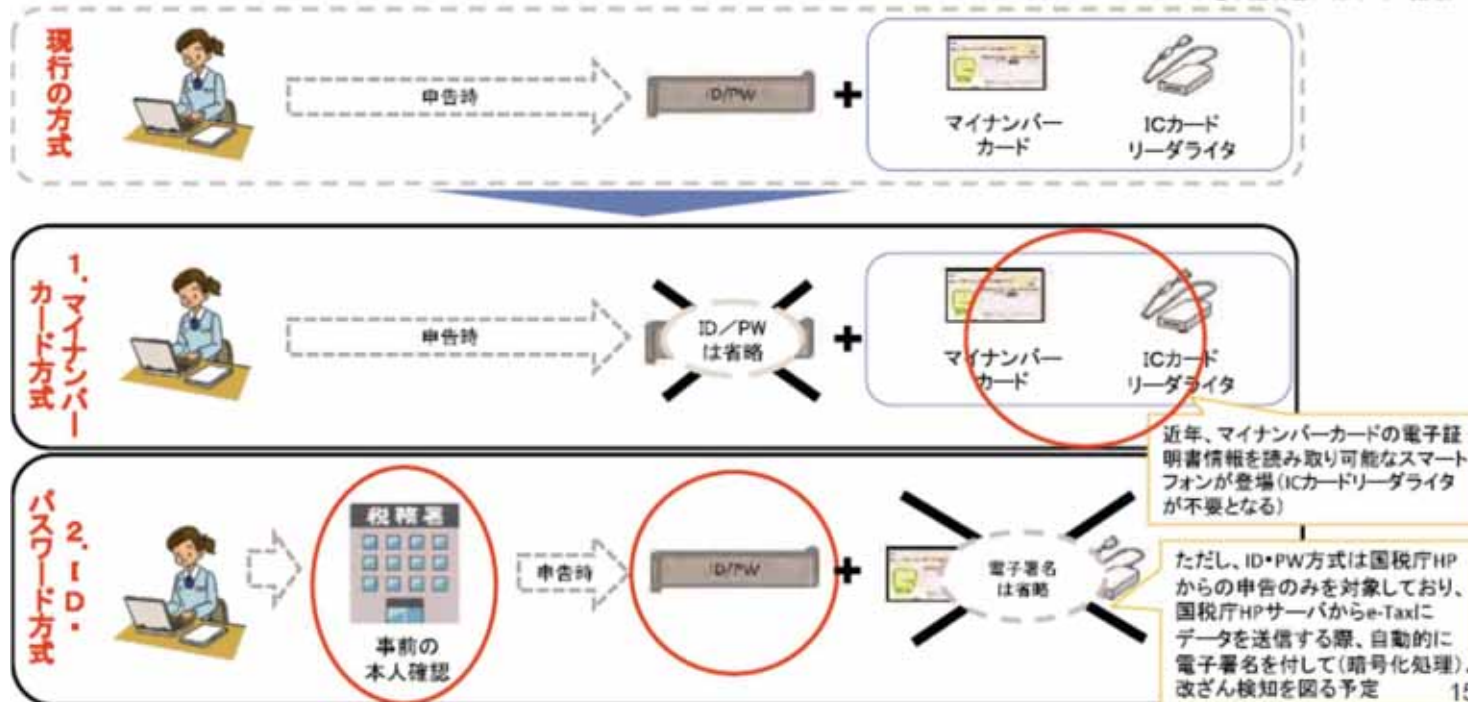
3. 参考となる取組(4)(国税の例)

課題② 「電子証明書等の取得に費用や手間がかかる」への対応

個人納税者のe-Tax利用の認証手段の簡便化（平成31年1月以降順次実施）

1. 個人納税者がマイナンバーカード※を用いてe-Taxを利用する場合において、ID・パスワード(PW)の入力を省略する。（マイナンバーカード方式）
2. また、マイナンバーカードの未取得者を念頭に、厳格な本人確認に基づき税務署長が通知したID・パスワード(PW)のみによるe-Taxの利用を可能とする。（ID・パスワード(PW)方式）

※マイナンバーカードには電子証明書が標準的に搭載



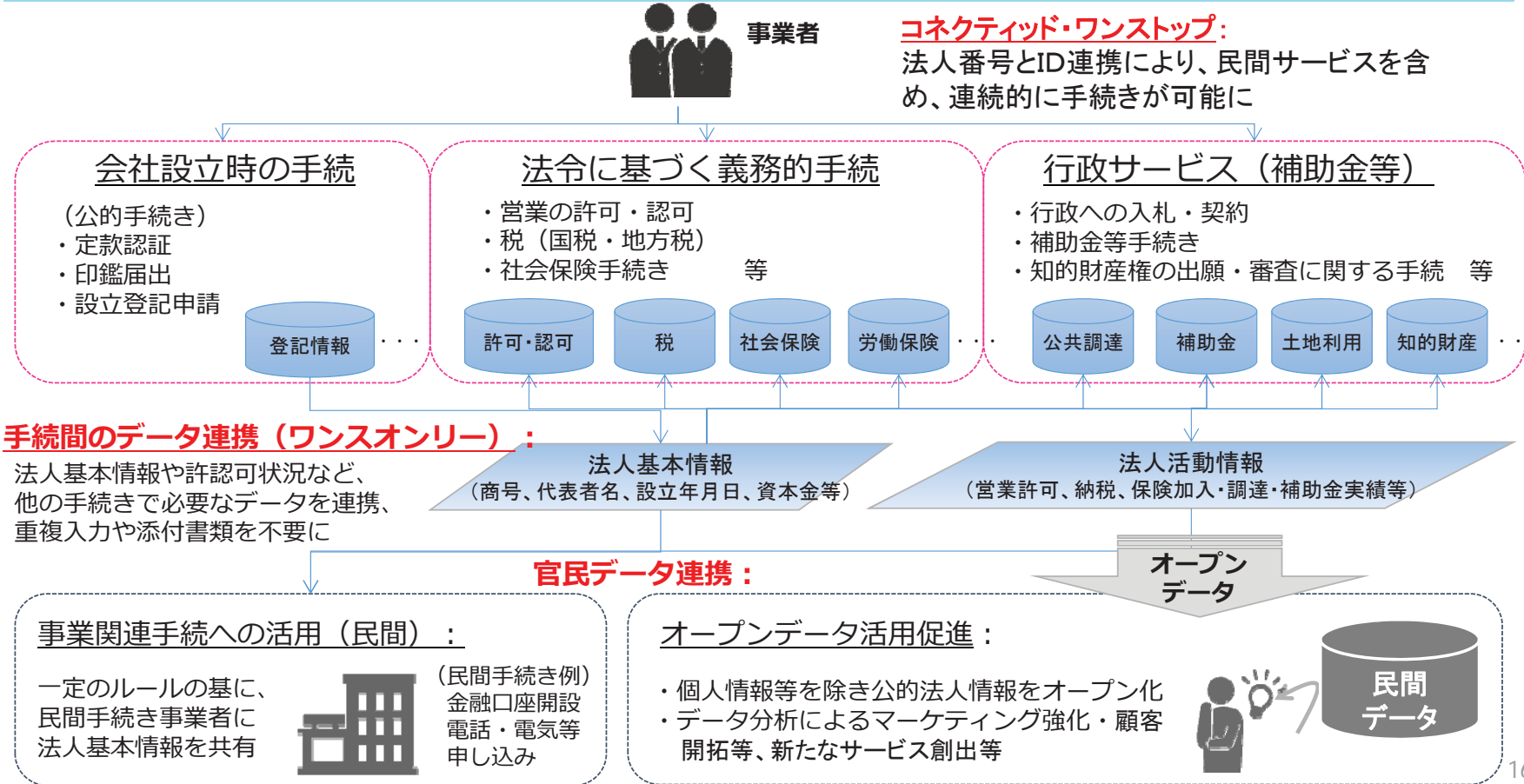
電子署名等の省略が認められている申請等

- e-Taxを使用して源泉所得税の徴収高計算書に係る申請等を行う者(平成19年1月から)
- 税理士等が委嘱を受けて税務書類を作成し、委嘱者に代わってe-Taxを使用して申請等を行う場合のその委嘱者(平成19年1月から)
- 税務署長が提供する電子計算機等を使用してe-Taxにより申請等を行う者(平成19年分確定申告から)
- e-Taxを使用して電子申請等証明書の請求を行う者(平成20年1月から)
- e-Taxを使用して納税証明書の請求を行い、その納税証明書を税務署窓口で書面により交付を受けようとする者(平成25年10月から)
- 市町村長が提供する電子計算機等を使用してe-Taxにより申請等を行う者(平成28年分確定申告から)
- e-Taxの利用開始届出書の提出時に、厳格な本人確認を実施した後に通知したID及びパスワードを入力して申請等を行う者(平成31年1月実施予定)

3. 参考となる取組 (5) (法人ポータル/ベンチャープラットホーム)

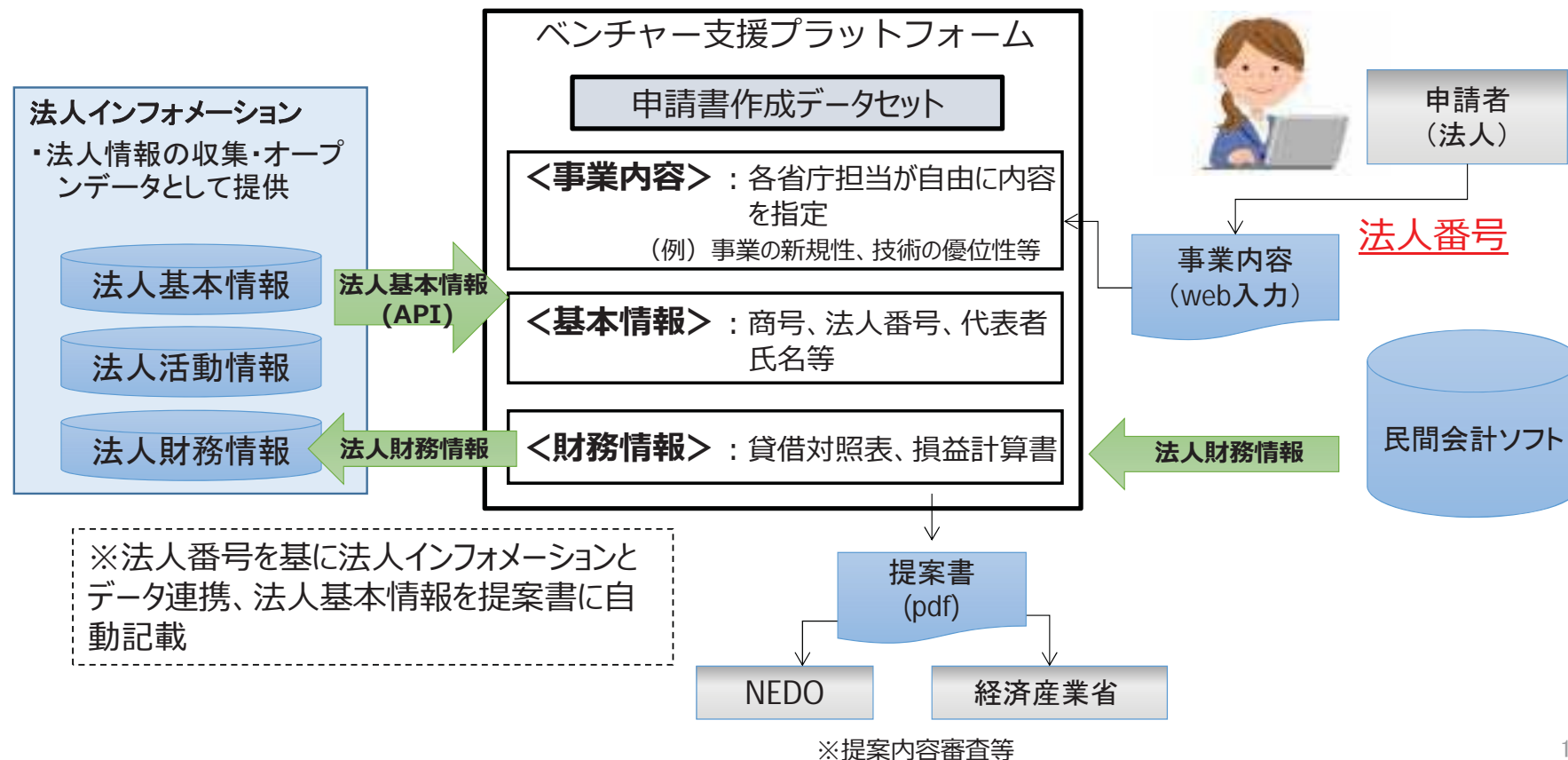
(将来像) 法人情報の流通・利活用環境の実現

- 事業活動に関連する行政手続きについて、デジタルファースト、コネクティッド・ワンストップ、ワンスオンリー化により、官民双方の行政手続負担の縮減、ホワイトカラーの生産性向上や人手不足解消につなげていくことが必要。



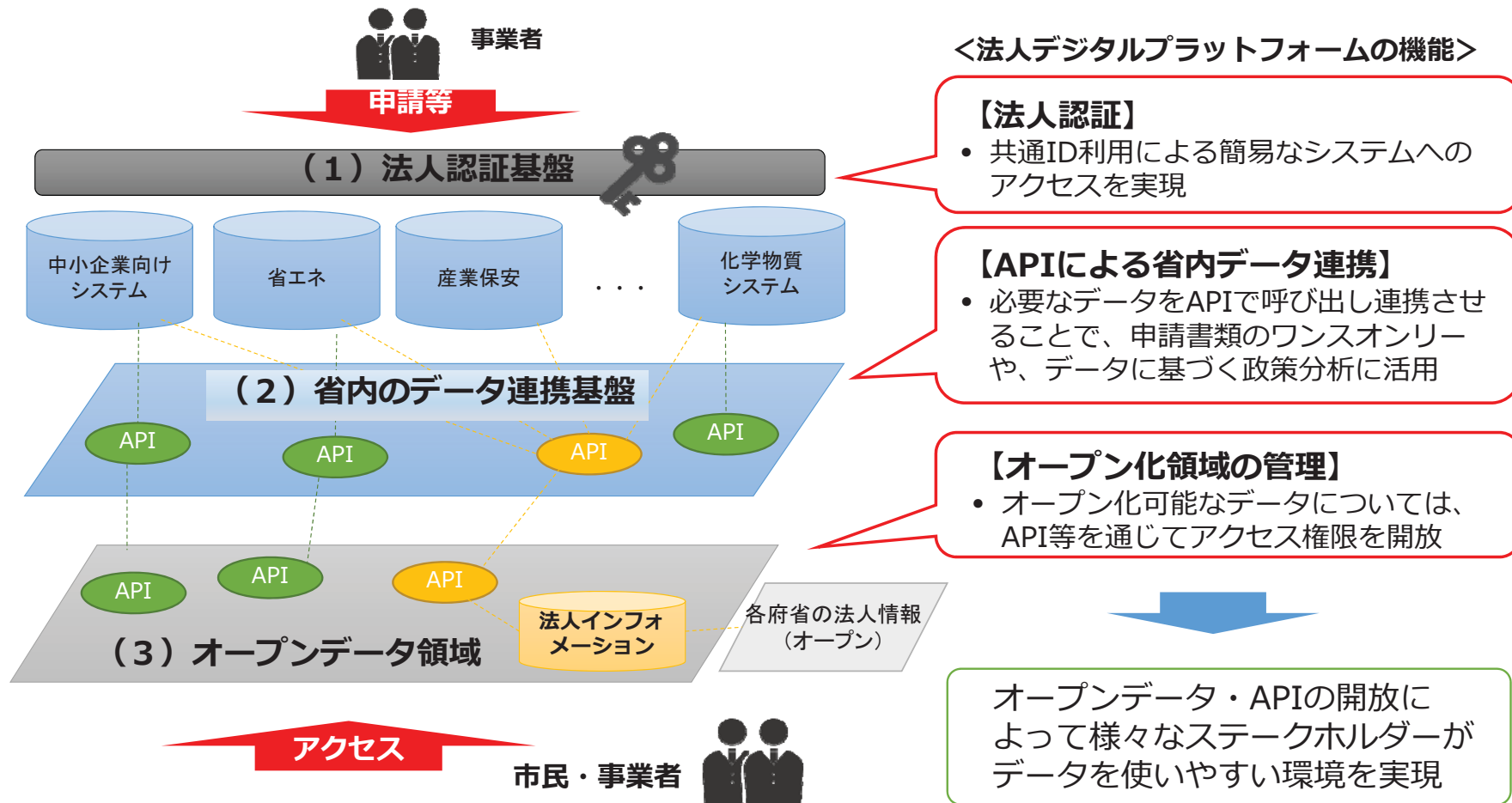
ベンチャー支援策への法人インフォメーション活用

- 各省庁のベンチャー支援策(補助金・委託費等)の申請ワンストップ化を目的とした「ベンチャー支援プラットフォーム」と法人インフォメーションを連携させることで、申請書類作成時の法人基本情報(商号、住所、代表者氏名等)のワンスオンリー化を実証中。
- 申請内容を、法人基本情報、財務情報、事業内容に類型化することで、データ連携のできる範囲を特定。



デジタルプラットフォーム実証

- 経済産業省が実施する事業者向け手続きを対象に、一つのIDによる申請、法人インフォメーションとのデータ連携によるワンスオンリー等を実証。このため、平成30年度に「法人デジタルプラットフォーム」を構築予定。



4. 本人確認手続の簡素化に関する方向性について(中間整理案)

1. 行政手続の電子化(デジタル・ファースト)を徹底するため、押印を不要とし、「紙から電子へ」を推進する。また、電子化の環境を整備するとともに、電子署名(厳格な本人確認が必要な手続を除く)を極力省略し、簡易な認証方式を導入する。
 - (1) 中小企業・小規模事業者等を含む事業者にとってのオンラインによる行政手続の負担を軽減し、利用率を抜本的に向上するため、厳格な本人確認(印鑑証明書の添付を求め、印鑑と照合等)を求めない手続については、簡易な認証方式(ID(法人番号)・パスワード方式)を導入し、電子署名を求めない(再来年度より運用を開始)。また、地方公共団体にも上記方式を普及する。
 - (2) 法人インフォメーション(法人番号と各種法人情報を紐づけ)へ、引き続き、各省が協力して利用可能な情報を拡充する。並行し、それらのデータを活用した申請データのワンスオンリーの取組(デジタル・プラットフォーム)に向け、重点分野で件数の多い行政手続を政府全体で選定し、再来年度より運用を開始する。
2. 厳格な本人確認が必要な手続についても、電子証明書の利便性の向上あるいはセキュリティに見合う適切な認証方式(ID・パスワード方式)の導入等により、書面方式(印鑑証明書の添付)からオンライン手続に転換する。
3. 上記の方向性に沿って、各省に対応を促す。電子化の取組については内閣官房IT総合戦略室と協力する。

確認レベル	押印の種類		オンラインにおける 簡素化の方向性
	個人	法人	
厳格	実印＋印鑑証明書 (印影を目視で照合)	代表者印＋印鑑証明書 (印影を目視で照合)	電子証明書(代表者等の公的個人 認証を含む)、セキュリティに見合う ID・パスワード方式
中間的	実印 (印鑑証明書なし)	代表者印(印鑑証明書なし)	ID・パスワード方式
簡易	認印	角印、部門長印	不要

※1 「紙から電子へ」を基本原則とする。

※2 現行の手続において、実印又は印鑑証明書を必要とするケース(「厳格」又は「中間的」)であっても、そのような確認レベルが真に必要なか否か、再検討する。その上で、電子認証のレベルを定義する。

※3 なお、暫定的に紙が残る場合は、厳格な本人確認が必要なケース以外は印鑑を不要とする。

(参考)文書偽造に関する条文(刑法)

【私文書偽造】

(私文書偽造等)

第一百五十九条 行使の目的で、他人の印章若しくは署名を使用して権利、義務若しくは事実証明に関する文書若しくは図画を偽造し、又は偽造した他人の印章若しくは署名を使用して権利、義務若しくは事実証明に関する文書若しくは図画を偽造した者は、三月以上五年以下の懲役に処する。

2 他人が押印し又は署名した権利、義務又は事実証明に関する文書又は図画を変造した者も、前項と同様とする。

3 前二項に規定するもののほか、権利、義務又は事実証明に関する文書又は図画を偽造し、又は変造した者は、一年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

【電磁的記録の不正作出・供用】

(電磁的記録不正作出及び供用)

第一百六十一条の二 人の事務処理を誤らせる目的で、その事務処理の用に供する権利、義務又は事実証明に関する電磁的記録を不正に作った者は、五年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

2 前項の罪が公務所又は公務員により作られるべき電磁的記録に係るときは、十年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

3 不正に作られた権利、義務又は事実証明に関する電磁的記録を、第一項の目的で、人の事務処理の用に供した者は、その電磁的記録を不正に作った者と同じの刑に処する。

4 前項の罪の未遂は、罰する。

【公正証書原本不実記載等】

第一百五十七条 公務員に対し虚偽の申立てをして、登記簿、戸籍簿その他の権利若しくは義務に関する公正証書の原本に不実の記載をさせ、又は権利若しくは義務に関する公正証書の原本として用いられる電磁的記録に不実の記録をさせた者は、五年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

2 公務員に対し虚偽の申立てをして、免状、鑑札又は旅券に不実の記載をさせた者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

3 前二項の罪の未遂は、罰する。

(参考)法人登録印に関する条文(商業登記法)

【商業登記法】

(印鑑証明)

第一二条 **第二十条の規定により印鑑を登記所に提出した者**又は支配人、破産法(平成十六年法律第七十五号)の規定により会社につき選任された破産管財人若しくは保全管理人、民事再生法(平成十一年法律第二百二十五号)の規定により会社につき選任された管財人若しくは保全管理人、会社更生法(平成十四年法律第百五十四号)の規定により選任された管財人若しくは保全管理人若しくは外国倒産処理手続の承認援助に関する法律(平成十二年法律第百二十九号)の規定により会社につき選任された承認管財人若しくは保全管理人でその印鑑を登記所に提出した者は、**手数料を納付して、その印鑑の証明書の交付を請求することができる。**

2 第十条第二項の規定は、前項の証明書に準用する

(登記事項証明書の交付等)

第一〇条 何人も、手数料を納付して、登記簿に記録されている事項を証明した書面(以下「登記事項証明書」という。)の交付を請求することができる。

- 2 前項の交付の請求は、法務省令で定める場合を除き、他の登記所の登記官に対してもすることができる。
- 3 登記事項証明書の記載事項は、法務省令で定める。

(印鑑の提出)

第二〇条 **登記の申請書に押印すべき者は、あらかじめ、その印鑑を登記所に提出しなければならない。改印したときも、同様とする。**

- 2 前項の規定は、委任による代理人によつて登記の申請をする場合には、委任をした者又はその代表者について適用する。
- 3 前二項の規定は、会社の支店の所在地においてする登記の申請については、適用しない。

(参考)本人確認(文書の真正性)に関する条文(民事訴訟法)

【民事訴訟法】

(文書の成立)

第二百二十八条 文書は、その成立が真正であることを証明しなければならない。

- 2 文書は、その方式及び趣旨により公務員が職務上作成したものと認めるべきときは、真正に成立した公文書と推定する。
- 3 公文書の成立の真否について疑いがあるときは、裁判所は、職権で、当該官庁又は公署に照会をすることができる。
- 4 私文書は、本人又はその代理人の署名又は押印があるときは、真正に成立したものと推定する。
- 5 第二項及び第三項の規定は、外国の官庁又は公署の作成に係るものと認めるべき文書について準用する。

(筆跡等の対照による証明)

第二百二十九条 文書の成立の真否は、筆跡又は印影の対照によっても、証明することができる。

- 2 第二百十九条、第二百二十三条、第二百二十四条第一項及び第二項、第二百二十六条並びに第二百二十七条の規定は、対照の用に供すべき筆跡又は印影を備える文書その他の物件の提出又は送付について準用する。
- 3 対照をするのに適当な相手方の筆跡がないときは、裁判所は、対照の用に供すべき文字の筆記を相手方に命ずることができる。
- 4 相手方が正当な理由なく前項の規定による決定に従わないときは、裁判所は、文書の成立の真否に関する挙証者の主張を真実と認めることができる。書体を変えて筆記したときも、同様とする。
- 5 第三者が正当な理由なく第二項において準用する第二百二十三条第一項の規定による提出の命令に従わないときは、裁判所は、決定で、十万円以下の過料に処する。
- 6 前項の決定に対しては、即時抗告をすることができる。

(参考)本人確認に関する条文(電子署名法)

【電子署名法】

第二条 この法律において「電子署名」とは、電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。)に記録することができる情報について行われる措置であって、次の要件のいずれにも該当するものをいう。

- 一 当該情報が当該措置を行った者の作成に係るものであることを示すためのものであること。
- 二 当該情報について改変が行われていないかどうかを確認することができるものであること。

第三条 電磁的記録であって情報を表すために作成されたもの(公務員が職務上作成したものを除く。)は、当該電磁的記録に記録された情報について**本人による電子署名**(これを行うために必要な符号及び物件を適正に管理することにより、本人だけが行うことができることとなるものに限る。)が行われているときは、**真正に成立したものと推定する。**

電子署名は、本人確認の**十分条件**であるが、**必要条件**ではない。

→電子署名があれば本人確認ができる。しかし、本人確認は電子署名でなければ不可能ということはない(選択肢は他にもある)。

本人確認

電子署名

※個別手続・書類ごとに
「署名」を付与

ID、パスワード方式

※統一のID、パスワードでログインし、
全ての手続を処理